

第1章 計画の改定にあたって

1 計画策定の趣旨

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県では、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定、また、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、「滋賀県人権施策推進計画」を策定している。

現在の計画は策定(改定)から7年目を迎えており、その間、部落差別解消推進法や子ども基本法等の関係法令の施行、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の発生、インターネット(SNS)上での人権侵害の深刻化、性的指向・ジェンダーアイデンティティ(性自認)への社会の関心の高まりなど、人権をめぐる様々な課題や状況に変化が見られる。

こうした人権をめぐる社会情勢の変化や、令和3年度(2021年度)に実施した県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、改定時期を令和7年度末(2025年度末)から前倒しし、計画の内容を見直す。

2 計画の性格

- 「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
- 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

3 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)まで(5年間)
(改定版計画の策定(公表)時期は令和6年7月頃を予定)

4 計画の進行管理

毎年度、人権施策推進審議会に対して人権施策基本方針および本計画に関連する施策の実施状況を報告し、公表する。

第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図る。

- 命を大切に、安心して暮らせる社会
- 一人ひとりが輝く社会
- 多様性を認め合う共生社会
- ともに支え合う協働社会



第3章 人権施策の推進

- あらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政を推進する
- 人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進する

I 基本施策の推進

- 人権意識の高揚－教育・啓発
 - 人権教育・啓発の基本的な考え方
 - 人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
 - 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る
 - 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける
 - 自発的な学習のための環境づくり

(2) 人権教育

- 家庭教育
 - 推進体制の充実
 - 人権学習の具体的展開
 - より豊かな実践の展開
- 社会教育
 - 学習環境づくり
 - 人権教育の具体化

(3) 人権啓発

- 県民に対する人権啓発
 - 多様な啓発媒体の効果的な活用
 - 共感を生む教材の作成
 - 自主的な学習の支援と県民参加の促進
 - 人権啓発の実施主体との連携
 - 具体的な行動変容につながる啓発の推進
 - 対象者の年代を意識したより効果的な啓発の実施
- 事業者に対する人権啓発
 - 人権が尊重される明るい職場づくりの推進
 - 公正な採用選考システムの確立
 - 「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく企業活動の推進
 - 関係機関等との連携

2 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実

- 総合的な相談窓口の設置・運営
- 専門的な相談窓口の充実
- 相談機関の連携
- 相談窓口の周知
- 相談員等の資質向上と体制強化

参考2

II 重要課題への対応

- 人権施策推進方針や本計画の趣旨を踏まえ、関係機関の連携のもとに施策の推進を図る
- 関係する個別法令等に基づく個別計画が策定されている課題については、各計画に基づき着実な推進を図る

現行

1 対象者別

- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障害者
- 同和問題
- 外国人
- 患者
- 犯罪被害者等
- その他
 - ホームレス
 - 刑を終えた人・保護観察中の人等
 - 性同一性障害者・同性愛者等
 - アイヌの人々
 - 拉致被害者等

2 その他

- 個人情報の保護
- インターネットによる人権侵害
- ヘイトスピーチ
- 災害発生時の人権問題



改定後(案)

- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障害者
- 部落差別(同和問題)
- 外国人
- 患者
- 感染症
- 犯罪被害者等

10 性的指向・ジェンダーアイデンティティ 11 インターネット上の人権侵害

12 さまざまな人権課題

(1)個人情報の保護 (2)ヘイトスピーチ (3)災害発生時の人権問題

(4)ハラスメント (5)人身取引(性的サービスや労働の強要等)

(6)ホームレス (7)刑を終えた人・保護観察中の人等 (8)アイヌの人々

(9)拉致被害者等

※上記以外のさまざま人権に関する問題(例:自殺問題、ひきこもり、孤独・孤立等)についても、必要に応じて記載(例示)することを検討する

第4章 推進体制

- 庁内における推進体制
- 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修
公務員、学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者
- 国、市町、企業、民間団体等との連携